

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成28年6月3日付けで行った、その存否を明らかにしないで不開示とした決定は、妥当である。

### 2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、平成28年5月20日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「①県道〇〇〇〇号線（〇〇〇〇方面交差点から〇〇〇〇方面交差点間）の過去3年間（年度別）の交通事故発生件数及び事故の種類、原因 ②県道〇〇〇〇号線（〇〇〇〇）で行われた、過去3年間の（年度別）の速度違反取締（通称ネズミ捕り）実施件数及び検挙件数 ③幸手警察署で行われた過去3年間（暦年別）の交通規則違反取締実施件数及び検挙件数。そのうち、速度違反取締（通称ネズミ捕り）実施件数と検挙件数を再掲」との開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求のうち、②に対して、平成28年6月3日付けで、開示請求された公文書の存否を答えること自体が、公共安全と秩序の維持及び警察活動の適正な遂行に支障を及ぼすこととなり、条例第10条第3号及び第5号に該当する不開示情報を開示することとなるため、その存否を答えることはできないとして、公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、平成28年7月4日付けで、本件処分の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

いう。)を行った。

- (4) 当審査会は、本件審査請求について、平成28年9月21日に諮問庁から条例に基づく諮問を受け、弁明書の写し及び反論書の写しの提出を受けた。
- (5) 当審査会は、平成28年10月27日に諮問庁の職員から意見聴取を行った。
- (6) 当審査会は、平成28年11月22日に審査請求人から意見書の提出を受けた。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 審査請求の趣旨  
本件処分の取消しを求める。
- (2) 審査請求の理由

ア 特定の地点において、制限速度40kmの道路を速度超過で走行しているところ、速度取締りを受け、最高速度違反で検挙された。当該道路は、見通しが良く、道路幅があり、歩道が整備されている郊外の道路であるため、ほとんどの車が40km以上で走行しており、仮に制限速度で走行した場合、たちまち渋滞し通行の障害となってしまう。それにもかかわらず、現状の通行状況を認識せず、制限速度の改正を放置しているのは、警察行政の怠慢であり、現状に合わない制限速度を利用して、詐欺まがいで悪質な速度取締りを行っていることは問題である。

イ 本件開示請求により、今回速度取締りの行われた場所において、速度取締りがどれだけ交通事故防止に効果があるか、検証しようとしたが、本件処分により、その検証ができない。

ウ 速度取締りは、見通しが良く、道路幅があり、速度超過しやすく、違反車両を引込みできる場所がある道路で行われている。そのような条件を満たす場所は限られており、その道路を利用する者、その地域の者にとっては、速度取締りは周知の事実であるため、対象文書の有無によって、速度取締りを行っている、又は行っていないことの事実が明らかにされるという実施機関の主張は成り立たな

い。

エ 警察としては、速度取締りの効果を今までに自ら検証し、その結果を公表したことはあるのでしょうか。公表すれば、取締り場所が特定されてしまうと実施機関は主張しているが、取締り場所の表現を工夫すれば、公表できるものと考えられる。

#### 4 諮問庁の主張の要旨

諮問庁が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 本件開示請求について

本件開示請求は、特定の場所で行われた、過去3年間（年度別）の速度違反取締り実施件数及び検挙件数の開示を求めるものである。

このような開示請求に対して対象文書の存否を明らかにすることは、特定の場所において交通指導取締りが行われたか否かという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにする結果を生じさせることになる。

(2) 本件存否情報の不開示情報該当性について

交通指導取締りを実施する時間や場所については無制限に選定できるものではなく、交通事故の抑止対策等として将来にわたり継続的に取締りを実施していくことが多く、たとえ開示請求された時点においては過去の情報であっても、これらの情報が開示されると取締りの時間や場所が特定され、将来の取締り時間、場所等が推測されることから、交通違反を犯そうとする者が、以後の取締りを逃れようとして対抗措置を講じる蓋然性が高くなり、当該取締り時間、場所以外での交通の安全と円滑を確保することが困難となる。

対象文書の存在又は不存在を明らかにした場合には、交通指導取締りの場所の探索が可能となり、運転者が交通指導取締りを逃れ、違法行為を誘発し、あるいは容易にするなど公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとともに、厳正かつ公平な交通指導取締り業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件存否情報は、条例第10条第3号にいう犯罪の予防や鎮圧をはじめ公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるにつき相当な理由がある情報であるとともに、同条第5号にいう警察活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報である。

(3) 存否応答拒否について

条例第13条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

したがって、上記(2)のとおり、本件存否情報は条例第10条第3号及び第5号の不開示情報に該当することから、条例第13条により開示請求を拒否したものである。

(4) 実施機関は上記に記載した判断を経て原処分を行ったものであり、処分は妥当なものである。

## 5 審査会の判断

(1) 本件開示請求について

本件開示請求は、特定の場所で行われた、過去3年間（年度別）の速度違反取締り実施件数及び検挙件数の開示を求めるものである。

(2) 本件審査請求について

本件審査請求は、本件開示請求に係る公文書の存否を答えることが条例第10条第3号及び第5号に規定する不開示情報を開示することとなるため、条例第13条に基づきその存否を明らかにすることはできないとした本件処分を不服として、審査請求人がその取消しを求めているものである。

そこで、当審査会は、実施機関の行った本件処分の妥当性について検討を行う。

(3) 本件存否情報の条例第10条第3号該当性について

条例第10条第3号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報として規定している。

本号の趣旨は、地方公共団体の責務として、社会生活の基盤となる公共の安全と秩序を維持し、県民全体の利益を擁護するという観点から、公文書の開示による犯罪の誘発その他の社会的障害の発生を防止することにある。

交通違反を取り締まる上では、いつ、どこで交通取締りが行われているのか、運転者が予測できないことにより、取締りの実効性が確保されるものと考えられる。

交通取締りを実施する時間や場所については、取締り現場における安全性の確保や道路交通への影響等を総合的に検討して選定しているものであり、無制限に行うことができるものではないと認められる。

そのため、交通取締りの日時や場所が公にされるとすれば、同様の開示請求が多数かつ探索的に行われた場合、交通取締りの行われた日時や場所が典型的に明らかとなり、将来における交通取締りの日時や場所を推測することができる。その結果、悪質な運転者等が取締りを逃れようとして対抗措置を講じる蓋然性が高くなり、交通取締りを行っている日時や場所以外では、取締りを逃れ、違法行為を誘発しあるいは容易にするなど公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、本件存否情報は、条例第10条第3号に規定する不開示情報に該当するものと認められる。

なお、条例第10条第3号のみの判断で不開示情報の該当性が認められるため、諮問庁の主張する条例第10条第5号の該当性については判断するまでもない。

#### (4) 存否応答拒否の適否について

条例第13条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当

該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

開示請求がなされた場合、通常は請求に係る公文書が存在すればそれを対象公文書として特定し開示又は不開示の決定を行い、公文書が存在しなければ不存在を理由として不開示の決定がなされる。このように、情報公開制度の下では、文書の存否が明らかにされた上で決定がなされるというのが原則である。しかしながら、存否自体を明らかにしがたい特定の個人の病歴や犯罪歴など本人に対する不当な差別、偏見又はその他の不利益が生じかねない情報の請求や、特定の者又は特定の日時、場所等の事項を名指しした探索的な請求など、開示請求に係る公文書の存否を認めること自体が不開示情報を定める条例第10条各号の規定が保護する利益を損なうような場合があることから、例外的に条例第13条は当該公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定を認めている。

本件開示請求に係る公文書について、不存在を理由に不開示決定をすると特定の場所において交通取締りが行われていないことが明らかとなり、逆に本件開示請求に係る公文書が存在することを前提に開示・不開示の決定をすると特定の場所において交通取締りが行われていたことが明らかとなる。

よって、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで条例第10条第3号に規定する不開示情報を開示することになるとして、条例第13条の規定に基づき不開示とした本件処分は妥当である。

なお、諮問庁の説明によると、実施機関は、交通事故の分析結果に基づく交通取締りの方針や重点路線等の一定の公表を行っているところ、審査請求人は、実施機関が交通取締りの効果の検証結果等を公表したことはないと主張する。これらは、いずれにしても当審査会の上記判断を左右するものではない。

## (5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

鈴木 潔、高松 佳子、山口 道昭

審議の経過

年 月 日	内 容
平成28年 9月21日	諮問庁から諮問（諮問第287号）を受け、弁明書の写し及び反論書の写しを受理
平成28年10月27日	諮問庁から意見聴取及び審議（第一部会第115回審査会）
平成28年11月22日	審査請求人から意見書を受理
平成28年11月24日	審議（第一部会第116回審査会）
平成28年12月22日	審議（第一部会第117回審査会）
平成29年 2月14日	審議（第一部会第118回審査会）
平成29年 2月22日	答申